

・法人代表者の就任（重任）登記について、登記が遅延していたので、組合等登記令に基づき就任後2週間以内に行うこと。

・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていなかったため、定めること。

《経理》

・経理規程について、一部会計基準省令並びに関連規定に沿った内容となっていないので、規程の改正を行うこと。

・決算手続きにおいて、以下の点が見受けられたので改めること。

ア 計算書類並びに附属明細書及び財産目録は、監事監査を経て理事会に提出し、承認を得ることを要するが、計算書類及び附属明細書の一部について理事会に付議されていなかった。

イ 計算書類及び財産目録は、理事会の承認を得た後評議員会の承認を得ることを要するが、計算書類の一部が評議員会に付議されていなかった。

・契約事務について、100万円以上の契約については、契約書を取り交わすこと。

・経理規程に定める会計責任者・出納職員の役職については、発令時に辞令を交付するなど漏れなく任命すること。

・計算書類のうち附属明細書 別紙3(⑨)引当金明細書について、拠点区分ごとに作成すべきであるが、サービス区分ごとに作成されていた。また、法人内異動額について未記載であったので、記載すること。

・サービス区分の設定について、同一拠点において複数の事業を実施する場合については、法令等の要請により、それぞれの事業ごとに設定すること。

・予備費について、予備費を使用した場合は計算書類のうち第1号第1様式及び第1号第4様式に脚注を付し、使用額と使用した科目を記載すること。

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 11 月 7 日
施設名	保育所 太子堂すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》（実地監査なし） なし</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《入所者処遇》 ① 一時預かり事業の保育時間について、16:30 までの預かりとなっていたので、事業の保育時間を遵守し事業を実施すること。</p>		<p>① 一時預かり事業の利用者について保育が必要な時間を確認し、最長で 18 時 00 分まで利用できるよう改善しました。</p> <p>・添付資料「一時預かり事業利用申請書」 「一時預かり事業利用承諾通知書」</p>	
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》（実地監査なし） なし</p> <p>《経 理》（実地監査なし） なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 11 月 2 日
施設名	保育所 原町すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし) なし</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① 延長保育の夕食について、昼食の調理済食品数人分を予め冷凍して保管し、数日後に解凍して延長保育の夕食として提供していたので、食中毒予防の観点から当日調理した食事を提供すること。</p>		<p>① 平成 30 年 2 月 1 日より給食業務をシダックスフードサービス株式会社に委託し、当日調理した夕食を提供しています。</p>	
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経 理》(実地監査なし)</p> <p>① 予備費について、予備費を使用した場合は計算書類のうち第 1 号第 4 様式(拠点区分資金収支計算書)に脚注を付し、使用額と使用した科目を記載すること。</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① クッキング保育について、使用済みのペットボトルを消毒が不完全な状態でバター作りに使用していたので、消毒可能な容器を使用すること。また、調理開始時刻、終了時刻、調理食品の中心温度の確認を行っていなかったため、必ず確認すること。</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果（通知用）

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 11 月 9 日
施設名	保育所 寺岡すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし) なし</p> <p>《入所者処遇》 ① 一時預かり事業の担当保育士について、一時預かり事業の保育時間を満たすよう専任の保育士を配置すること。</p>		<p>① 現在3名配置しているフリー保育士の内1名(常勤職員)を、新たに一時預かり事業専任の保育士として配置します。 (添付資料「児童の状況」)</p>	
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経 理》(実地監査なし) なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			

(様式2)

幼保連携型認定こども園 指導監査結果 (通知用)

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 12 月 11 日
施設名	新田すいせんこども園		
文 書 指 導		指摘事項に対する回答	
《人事労務管理》 なし 《経理》 なし 《園児処遇》 なし			
口 頭 指 導			
《人事労務管理》 ① 労働基準法第 36 条に係る時間外労働の協定について、届出が遅延しているため、協定期間より前に労働基準監督署に届け出ること。 ② 職員の健康診断について、定期健康診断の受診が確認できない職員がいたため、労働安全衛生規則に基づき年 1 回確実に受診し、記録を保管すること。 ③ 通勤手当について、認定の決裁がない事例が見受けられたため、認定の手続きに漏れのないようにすること。 ④ 労働条件を提示する採用内定通知書について、退職に関する事項の記載がないので記載すること。 《経理》 ① 小口現金について、次のとおり改めること。 ア 経理規程では限度額を 2 万円としているが、2 万円を超える日が散見されたため、改めること。 イ 日々の残高確認の押印がされていない事例が散見されたため、金銭の出納終了後は複数人で残高を確認し、その記録を残すこと。 ② 収入した現金について、現金出納帳が作成されていなかったため、作成の上、日々複数人で残高を確認し記録を残すこと。 ③ 契約事務について、経理規程上請書の必要な契約で請書を徴していなかったため、経理規程に則り請書を徴すること。 《園児処遇》 なし			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成29年 11月 2日
施設名	保育所 河原町すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし) なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘		/	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし) なし</p> <p>《入所者処遇》 ① クッキング保育の温度管理について、ポテトサラダ作りの際、調理開始時刻、終了時刻、調理食品の中心温度の確認を行っていなかったもので、必ず確認すること。</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)

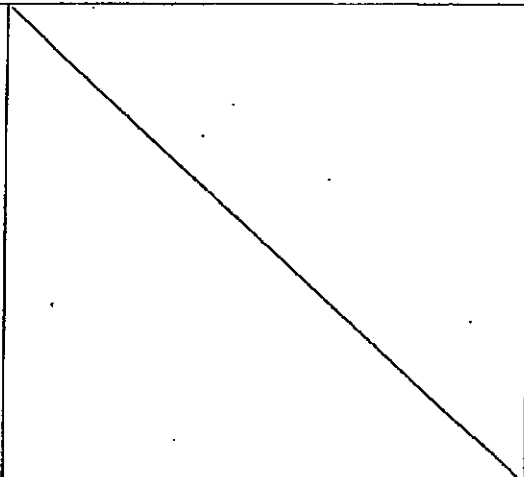
法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成29年11月15日
施設名	保育所 新田東すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし)</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘		/	
<p>《人事労務管理》(実地監査なし) なし</p> <p>《経理》(実地監査なし) ① 予備費について; 予備費を使用した場合は計算書類のうち第1号第4様式(拠点区分資金収支計算書)に脚注を付し, 使用額と使用した科目を記載すること。</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 11 月 10 日
施設名	保育所 南光台北保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》（実地監査なし） なし</p> <p>《経理》（実地監査なし） なし</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① 調理従事者の腸内細菌検査について、平成 29 年 7 月の検査が未受検だったので、1 か月を開けずに受検し、結果を保管すること。</p>		<p>① 調理従事者を含む腸内細菌検査が必要な職員については、1 か月を開けずに受検し、結果を保管するよう改善しました。 （添付資料「検査成績書」）</p>	
口 頭 指 摘			
<p>《人事労務管理》（実地監査なし）</p> <p>① 各種手当の認定事務について施設長決裁で行っているが、事務決裁規程では施設長の専決事項とはなっていないため、規程を整備すること。</p> <p>② 労働基準法第 36 条に係る時間外労働の協定について、届出が遅延しているので、協定期間より前に労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>③ 労働者名簿について、作成されていない職員が見受けられたので、労働基準法第 107 条に基づき、整備すること。</p> <p>《経理》 なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			

(様式2)

社会福祉法人・施設指導監査結果(通知用)

法人名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成29年 11月 7日
施設名	保育所 幸町すいせん保育所		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《人事労務管理》 なし</p> <p>《経理》 なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘		/	
<p>《人事労務管理》</p> <p>①非常勤職員任用通知書に、休日の定めについての記載がなかったの で、改めること。</p> <p>②労働基準法第36条に係る時間外労働の協定について、届出が遅延 しているので、協定期間より前に労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>③衛生推進者の選任がなされていなかったのので、選任すること。</p> <p>《経理》</p> <p>①経理規程について、一部会計基準省令並びに関連規定に沿った内容 となっていないので、規程の改正を行うこと。</p> <p>②決算手続きにおいて、以下の点が見受けられたので改めること。 ア 計算書類、附属明細書及び財産目録は、監事監査を経て理事会 に提出し、承認を得ることを要するが、計算書類及び附属明細書 の一部について理事会に付議されていなかった。 イ 計算書類及び財産目録は、理事会の承認を得た後評議員会の承 認を得ることを要するが、計算書類の一部が評議員会に付議され ていなかった。</p> <p>③計算書類の附属明細書のうち別紙3(⑨)引当金明細書について、 退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増減額が記載されてい なかつたので、作成の際には留意すること。</p> <p>④契約について、以下の点が見受けられたので改めること。 ア 自動更新の際に同書等で意思決定を踏っていないかつた。</p>			

<p>イ 見積徴取時に伺書を作成していなかった。 ウ 概ね 20 万円以上の契約について、請書を徴していなかった。</p> <p>⑤現金出納帳について、実際の出金日に帳簿への記載がされていなかったのを改めること。また、毎日の現金出納終了後、複数人で残高の確認を行い、その記録を残すこと。</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>	
---	--

小規模保育事業（A型・B型）・事業所内保育事業指導監査結果（通知用）

設置者名	社会福祉法人 幸生会	実施日	平成 29 年 12 月 14 日
施設名	南中山すいせん保育園（保育所型事業所内保育事業）		
文 書 指 摘		文書指摘に対する回答	
<p>《運営管理》 なし</p> <p>《入所者処遇》 なし</p>			
口 頭 指 摘			
<p>《運営管理》</p> <p>① 労働基準法第 36 条に係る時間外労働の協定について、届出が遅延しているため、協定期間前に労働基準監督署に届け出ること。</p> <p>② 小口現金について、入金のみの日の高確認記録が漏れていた事例があったため、毎日の現金出納終了後、残高を複数人で確認するとともに、その記録を残すこと。</p> <p>《入所者処遇》</p> <p>① 重要事項の掲示について、提供する保育の項目が不足していたため、提供する保育についても掲示すること。</p> <p>② 避難・消火訓練について、平成 29 年 1 月と 3 月に消火訓練を実施していなかったため、少なくとも月 1 回は実施すること。</p>			